

## 新型コロナウイルスワクチン接種

### (令和5年春開始接種)

#### について

令和5年春開始接種を次のとおり実施しています。対象者で接種を希望される方は、8月までに一人1回接種することができます。

#### ●接種の対象者

- 初回接種(1・2回目)を終了し、前回接種から3カ月を経過した
- ① 65歳以上の方
- ② 5～64歳で基礎疾患を有する方  
またはその他重症化リスクが  
高いと医師が認める方
- ③ 医療従事者および高齢者施設・  
障害者施設等従事者の方

#### ●接種期間

5月8日(月)～8月31日(木)

#### ●接種券について

● 対象者①65歳以上の方には、5月に接種券等を発送しました。  
(お手元に村が発行した未使用の接種券をお持ちの方はそちらをご使用ください。)

※対象者②③に該当する方や接種券を紛失、転入等の理由により接種券の発行を希望される方は、窓口・郵送・FAX・電子申請

にて接種券発行の手続きをお願いします。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

#### ●接種方法

医療機関における個別接種となります。すこやかセンターでの集団接種は予定していません。各自、案内を参考に医療機関への予約をお願いします。

#### ●接種を受ける際の費用

全額公費で行うため、無料です。

接種期間延長により、引き続き、12歳以上の初回接種(1・2回目)、小児(5～11歳)・乳幼児(生後6カ月～4歳)の接種についても実施しています。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する詳しい内容は、村公式ホームページ「新型コロナウイルスワクチン特設ページ」をご覧ください。

#### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



村公式ホームページ

## 自主避難所について

自主避難所とは、台風が接近する恐れがある場合または長時間降り続く雨の影響等で、洪水などの発生が懸念される場合に、住民の皆さまの問合せ状況を考慮したうえで、避難情報発令前に避難を希望される方を対象として、一時的に避難所を開設するものです。状況により自主避難所を変更する場合や避難者がいなかった場合は閉鎖することがあります。

また、避難情報発令前に避難を希望される方を対象に、本村が開設を決めるため、昼間の周囲が明るいうちに避難するようお願いいたします。

自主避難所の開設状況は、村公式ホームページ等で確認するか、総務部総務課までお問合せください。

#### ●自主避難所

自主避難所	所在地
中央公民館	竹之郷三丁目1番地
大宝一時避難所	大宝二丁目9番地の3
新政成一時避難所	大字新政成四丁目3番地の1

#### ●問合せ先

総務部総務課

## 国民健康保険高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方には、保険証に加えて、高齢受給者証をお持ちいただいています。

現在皆さまが持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(月)までです。8月1日(火)から使用できる高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。

**高齢受給者証の色は、白色から薄だいだい色に変わります。**

8月1日(火)以降に医療機関等で受診をするときは、必ず新しい高齢受給者証を保険証と一緒に提示してください。

なお、期限が過ぎた高齢受給者証は、ご自宅において破棄してください。

#### ●問合せ先

民生部住民課



# 休日もカードの受け取りを受け付けます

7月29日(土)午前9時～正午

次の必要書類を持って住民課までお越しください。

- ・ 個人番号カード交付通知書(ハガキ)
- ・ 通知カード(薄緑色の紙のカード)
- ・ 本人確認書類

1点で確認できるもの・・・運転免許証、パスポート等

2点で確認できるもの・・・健康保険証、介護保険証、学生証等



●問合せ先 民生部住民課

## 後期高齢者医療制度の 保険証を更新します

現在皆さまがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(月)までです。8月1日(火)から使用できる保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。

**保険証の色は、青色からオレンジ色に変わります。**

保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(火)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

期限が過ぎた保険証は、ご自宅において破棄してください。

●問合せ先  
民生部住民課

## 後期高齢者医療保険料が 決定します

7月中旬に「令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

●保険料の支払方法

原則年金からの引き落としとなります(特別徴収)。ただし、後期高齢者医療制度に加入後半年程度の間や、年金の額が年間18万円未満の方または介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、引き落としとはなりません。

年金からの引き落としとならない方については、口座振替や納付書で個別に納めてください。(普通徴収)

●問合せ先  
民生部住民課

## 福祉医療のご案内

### 福祉医療受給者証を更新します

障害者医療、後期高齢者福祉医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和5年7月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

7月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項を記入のうえ、返送してください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄してください。

### ●問合せ先

民生部住民課



### 福祉医療受給者証について

新規申請を希望される方は、民生部住民課までご相談ください。

受給者証は申請がないと発行ができません。

### ■子ども医療

0歳～18歳までの方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

### ●対象者

0歳～18歳(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方の保護者

※保護者の医療費は助成されません。

### ■母子・父子家庭医療

ひとり親家庭や重度の障がいがある父または母等がいる家庭(ひとり親家庭と同じ扱いになる家庭)が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

### ●対象者

- ・ひとり親家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
- ・ひとり親家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方

- ・父または母に重度の障がいがある家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
- ・父または母に重度の障がいがある家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方

### ■障害者医療・精神障害者医療

心身に障がいがある方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

### ●対象者

- ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障害をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- ・自閉症候群と診断されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### ■後期高齢者福祉医療

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

### ●対象者

- ・障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方

- ・ねたきり、認知症の方で要介護度4または5と認定されていて、生活介護を3カ月以上継続して受けている方(所得制限あり)
- ・独り暮らしで住民税非課税の方(税法上の被扶養者、施設入所者は除く)

### ●問合せ先

民生部住民課





# 手当の概要

## ひとり親家庭等に対する手当

### 児童扶養手当(国制度)

#### 支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を養育している方

### ●手当月額

第1子	全部支給	44,140円
	一部支給	44,130~10,410円
第2子加算	全部支給	+10,420円
	一部支給	+10,410~5,210円
第3子以降加算	全部支給	+ 6,250円
	一部支給	+ 6,240~3,130円

### ■愛知県遺児手当

#### ●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方

### ●手当月額(児童一人につき)

支給開始 1~3年目	4,350円
4~5年目	2,175円
6年目以降	支給対象外

### ■飛島村遺児手当

#### ●支給対象者

愛知県遺児手当に同じ

### ●手当月額(児童一人につき)

一律	3,200円
----	--------

### ■障がいのある方等に対する手当

### ●特別児童扶養手当(国制度)

#### ●支給対象者

① 20歳未満の身体障害1~2級程度または療育手帳A判定程度の児童を養育している方  
② 20歳未満の身体障害3級(4級の一部含む)程度または療育手帳B判定程度の児童を養育している方

### ●手当月額(児童一人につき)

①に該当する児童	52,400円
②に該当する児童	34,900円

### ■在宅重度障害者手当(県制度)

#### ●支給対象者

① 身体障害1~2級で療育手帳A判定の方のうち在宅の方  
② 身体障害1~2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害3級の障がい有し療育手帳B判定の方のうち在宅の方

### ●手当月額(一人につき)

①に該当する方	15,500円
②に該当する方	6,750円

### ■手当に係る注意点

#### ●所得制限

飛島村遺児手当以外は、所得制限があります。所得の金額により支給対象外となる場合があります。

#### ●障がいの程度

支給対象者とされている程度の障害者手帳等をお持ちの場合でも、診断書等の要件により認定されない場合があります。

#### ●生活の状況

長期入院(3カ月以上)や施設入所、婚姻(事実婚を含む)等、生活状況により支給対象外となる場合があります。

#### ●問合せ先

民生部住民課

## 高齢者世帯等への家具転倒防止 器具取付事業のお知らせ

地震における家具転倒等による身体への被害を最小限にするために、高齢者・障がい者の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付けを支援します。

### ●対象世帯

- ・高齢者世帯(65歳以上のみ)
- ・障がい者がいる世帯(ただし、18歳以上65歳未満の方との同居世帯は除く)

### ●対象家具(10力以内)

テレビ・台書棚・食器棚等  
テレビ等電化製品

### ●取付条件

- ① 釘・ネジ・L型器具などを使用し固定できることとします。
- ② テレビ等電化製品は、粘着パット式となります。
- ③ 取付後は、家具等の移動や取り外しをしないようにしてください。
- ④ 取付支援は、1世帯に1回とします。
- ⑤ 取付に係る片付け等の準備はご自身で行ってください。

### ●費用 無料

### ●申込先

すこやかセンター内福祉課

## 就学援助について

本村では、お子さんを小・中学校に就学させることに経済的な理由でお困りの方に対し、学用品費・修学旅行費などの一部を援助する事業を行っています。

### ●対象

- ・村民税が非課税または減免された家庭
- ・児童扶養手当が支給された家庭
- ・その他経済的にお困りの家庭

### ●問合せ先

中央公民館教育課



## 野焼きなどの焼却行為は 法律で禁止されています

本村には「近所の庭や田畑ごみを燃やしていて煙が迷惑」といった苦情が多く寄せられています。

ごみをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたり、ブロック積み等の炉あるいはドラム缶、一斗缶などで燃やしたりすることは野焼き行為に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。家庭ごみは野焼きせず、本村のごみ収集日に出してください。

※収集日は、すこやかカレンダーをご覧ください。

### ■野焼きの例外

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うため
- ② (例) 河川敷、道路の草焼き
- ③ 天災やその他の災害の予防、応急対策または復旧のため
- ④ 風俗慣習または宗教上の行事を行うため
- (例) 火祭り、どんと焼き
- ④ 農林業または漁業を営むためにやむを得ないもの

- ⑤ たき火その他の日常生活を営むうえで通常行う廃棄物の焼却であって軽微なもの
- (例) 落ち葉たき、バーベキューなど。近隣住民のご迷惑とならないようご配慮ください。

※例外に該当する場合でも、近隣住民からの苦情がある場合は、「周辺地域の生活環境に著しい影響を与える焼却」として指導の対象になりますので、周辺への配慮をお願いします。

### ●やむを得ず行う場合は、次のことに注意してください。

- ① 水バケツなどの消火器具を準備する。
- ② できるかぎり複数人で行う。
- ③ 焼却中は風向きの変化に注意するとともに強風時は行わない。
- ④ 焼却中はその場を離れず、火の監視をする。
- ⑤ 建物や燃えやすい物の近くでは行わない。
- ⑥ 焼却火の残火がないことを確認してからその場を離れる。

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課